

09765P-00

12年連続

TAC PGの
行政書士本は

売上
No.1

みんなが
欲しかった!

2022

年度版

TAC行政書士講座

行政書士の 5年過去 問題集



便利な
赤シート
つき!



解説には**正解率**つき! **合格に
必要なレベル**が一目瞭然!

本試験問題
と同じ
スタイルで
解ける!

解答用紙
ダウンロード
サービス
つき!

過去問で
基礎知識を仕上げる!



問題編と解答解説編の
2分冊で使いやすい

はじめに

本書は、平成29年度から令和3年度までの行政書士試験を再現し、新しい順番に並べたうえで、解答解説を付したものです。

資格試験の学習において、一般に、過去の本試験問題を解くことは実力アップの最も効果的な方法だといわれています。行政書士試験もその例にもれません。

しかし、ただ漫然と過去問題を解いているだけでは、いわれるほどの効果は上がらないのも事実です。やはりそこには「出題傾向分析」が必要であり、過去問題集の使い方にもそれなりの工夫が求められます。過去問題を解く上での基本は、出題傾向を探り、繰り返し出題されるポイントをおさえ、自分にとっての難易度を確認することです。そして、参考書などを使って、自分の不得意分野を克服することです。このような学習を心がけていけば、いつの間にか本書は、あなた専用の立派な『予想問題集』に変身していることでしょう。

そのように本書を活用された方々は、必ずや行政書士試験に合格するであろうと、固く信じています。そして何よりもあなたの合格を心から願うものです。

TAC行政書士講座

本書は、令和3年12月現在の施行法令および令和3年12月現在において令和4年4月1日までに施行される法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和4年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、法改正情報を掲載いたします（令和4年4月下旬予定）。

TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

本書の特長と使い方

本書には、平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）の行政書士本試験問題および解答解説を、新しい年度からの順番に並べ替えて、「問題編」「解答解説編」の2分冊で収録してあります。本書をしっかりとこなして、合格レベルの実力をしっかりと養ってください。

問題文の表記が、出題当時のものと異なったり、解答が変わっているものもありますが、法改正を反映させて、学習効率を考えたいことですので、ご了承ください。

問題28 錯誤等に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、
妥当でないものはどれか。 *すべての肢の内容を一部修正した。

- 1 表意者が、自己の意思表示が錯誤によるものであることを理由として、その効果を否定することができる場合であっても、相手方は、表意者の錯誤を理由として、その効果を否定することができない。
- 2 売買代金に関する立替金返還債務のための保証において、実際には売買契約が成立したものであったにもかかわらず、保証人がこれを知らずに保証契約を締結した場合、売買契約の成立は、原則として、立替金返還債務を主たる債務とする保証契約の重要な内容であるから、保証人は、錯誤を理由として、自己の意思表示の効果を否定することができる。
- 3 婚姻あるいは養子縁組などの身分行為は錯誤によりその効果を否定することができず、人違いによって当事者間に婚姻または縁組をする意思がないときであっても、やむを得ない事由がない限り、その婚姻あるいは養子縁組の効力は否定されない。
- 4 連帯保証人が、他にも連帯保証人が存在すると誤信して保証契約を締結した場合、他に連帯保証人があるかどうかは、通常は保証契約の動機にすぎないから、その存在を特に保証契約締結の基礎とした旨の表示が行われたことの主張立証がなければ、連帯保証人は錯誤を理由として自己の意思表示の効果を否定できない。
- 5 離婚に伴う財産分与に際して夫が自己所有の不動産を妻に譲渡した場合において、実際には分与者である夫に課税されるにもかかわらず

本試験問題の中には、必ずおさえておきたい内容と、あまり必要でない内容が混在しています。本書では、文章理解を除く五肢択一式問題に、必ずおさえておきたい内容に**【覚】**、必要でない内容に**【捨】**とのアイコンを、解答解説に掲載しています。問題番号にアイコンが付されているときは問題全体、選択肢にアイコンが付されているときは選択肢ごとという意味です。

〈解答解説編（復習するとき）〉

【覚】…解説をじっくり読んで内容を理解したうえで覚えてください

【捨】…無視してしまってもよいです

文章理解を除く問題に、出題ポイントとして、問題を解くときの注意点、解法テクニック、出題意図などを記載しています。

各解答に記載されている正答率は、TAC行政書士講座データリサーチ（本試験直後に実施する解答採点サービス）の結果、算出された数字を基にしています。他の受験生の出来不出来を参考にしてください。

法令等【問題1～問題40は択一式（5肢択一式）】

基礎法学

問題 1 調停と仲裁

覚

正解 1

正答率 56%

出題ポイント

裁判外紛争処理に関する基礎法学の典型テーマです。空欄の前後の文脈に注意しながら、確実に判断できる空欄箇所を探し、選択肢を手描かりにして解答を絞り込みましょう。

ア 「調停」

調停は、紛争当事者以外の第三者が仲介し、和解の条件(内容)を紛争当事者にして、当事者の合意によって紛争を解決するように当事者にはたらきかける制度です。民事調停法では、「この法律で、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条項にない実情に即した解決を図ることを目的とする」と規定されています。

イ 「和解」

調停は、和解の条件(内容)を紛争当事者に示して紛争当事者の互譲つまり和解により紛争解決を目指す制度です。

ウ 「仲裁」

仲裁は、紛争当事者が争いの解決のために第三者を選び、その判断に服することを約束すること(仲裁合意)により争いを解決する手段です(仲裁法2条1項参照)。

エ 「裁判」

仲裁の特色として、仲裁人という第三者が示した解決に当事者が拘束される点があり、この拘束力を有する点において、仲裁は裁判に似ています。

以上より、ア＝調停、イ＝和解、ウ＝仲裁、エ＝裁判が入り、肢1が正解となります。

TAC行政書士講座の講師・スタッフによる解説を、重要ポイントにしばって、まとめ直しました。知識定着が不安な内容は、じっくりと読み込んで、必ず“モノ”にしてください。

付属の赤シートで解答・解説を隠して学習することができるので、とても便利です。

とっても便利！ 2冊にバラして使える!!

セパレートBOOK形式

『みんなが欲しかった！行政書士の5年過去問題集』は、かなりページ数が多いため、「問題と解答解説を分けて使いたい」という方もいらっしゃると思います。

そこで、本書は2分冊とし、分解して使うことができるつくりになりました。

第1分冊：問題編（令和3年度～平成29年度）

第2分冊：解答解説編（令和3年度～平成29年度）

分けて使いたい人：次のページのように本を分解して使用できる！

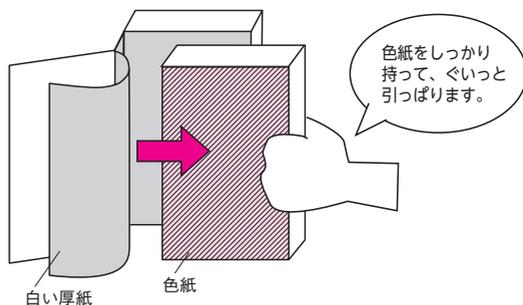
全科目をまとめて持ち歩きたい人：ばらさず一冊で使える！

読者のみなさんは自分が使いやすいように、本を自由にカスタマイズして、自分だけの「本当に欲しかった過去問題集」を作り上げてください！

★セパレートBOOKの作りかた★

白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。

※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとるようにしてください。



※抜きとるさいの損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

※ 本書巻末には、問題編・解答解説編の2分冊とは別に、年度ごとの「答案用紙」が別冊で付いています。

「答案用紙」は、ダウンロードでもご利用いただけます。Cyber Book Store (TAC出版書籍販売サイト) の「答案用紙ダウンロード」にアクセスしてください。

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった!行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



入門書

1 行政書士 合格へのはじめの一步



- ・「**オリエンテーション編**」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

2 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・**本文**をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「**例題**」は必ず解きましょう。できなときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、**解説に記載されているリンク**をもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。



実力養成

4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、**図表**中心でまとめています。

5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、**憲法・民法・行政法・商法**の数多くの判例を掲載しています。



過去問演習

本書

6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に**年度別に収録**しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせず、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしなから、法令(等)科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、**1問1答形式**で、知識を確認できる1冊です。
- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク・肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

記述対策

8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした**解法マニュアル**と、**過去問題&オリジナル予想問題**が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前期に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、**実力養成の学習と同時並行**することで、より知識定着を図ることも可能です。

直前対策

9 本試験をあてる TAC直前予想模試 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を**3回分収録**しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、**実際の本試験を意識したシミュレーション**を行うことができます。是非とも**時間(180分)**を計りながらチャレンジしてみましょう。

合格!

	(1) 郵送による受験申込み	(2) インターネットによる受験申込み
① 受付期間	例年、7月下旬から8月下旬まで	例年、7月下旬から8月下旬まで
② 申込方法等	受験願書と一緒に配布される封筒により、郵便局の窓口で「簡易書留郵便」で郵送してください。受付締切日までの消印があり、かつ、その日までの受付郵便局の日附印がある「振替払込受付証明書（お客さま用）」が貼られている不備のないものが受け付けられます。受験手数料は、受験願書の受付期間内に、試験案内に同じ込まれている専用の振替払込用紙により必ず郵便局・ゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。	センターのホームページからインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。受験手数料は、申込者本人名義のクレジットカード、又はコンビニエンスストアで払い込みます。 ※「インターネットによる受験申込み」には、顔写真の画像データが必要です。 ※スマートフォン、タブレットではお申込みできません。

受験手数料

7,000円

受験票の交付

受験票は、例年10月下旬に発送されます。受験票には、受験番号及び試験場等が記載されています。

試験結果の発表と通知

試験結果は、例年、本試験翌年の1月下旬に、合格者の受験番号がセンターの掲示板に公示されます。センターのホームページにも合格者の受験番号が掲載されます。なお、公示後、受験者には全員に合否通知書が郵送されます。

合格基準

例年、次の要件をいずれも満たした者が合格とされます。

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、満点の50パーセント以上である者
- (2) 行政書士の業務に関連する一般知識等科目の得点が、満点の40パーセント以上である者
- (3) 試験全体の得点が、満点の60パーセント以上である者

(注) 合格基準については、試験問題の難易度を評価し、補正的措置を加えることがあります。

連絡先（問い合わせ先） 一般財団法人 行政書士試験研究センター

所在地 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号（試験専用）03-3263-7700

出題テーマ一覧

令和3年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	刑罰論
	2	法令の効力
憲法	3	人権（予防接種禍訴訟）
	4	人権（捜査とプライバシー）
	5	人権（砂川政教分離訴訟）
	6	統治（国会中心立法・国会単独立法）
	7	統治（国民投票制）
行政法	8	一般的な法理論（法の一般原則）
	9	一般的な法理論（行政裁量）
	10	一般的な法理論（行政立法）
	11	行政手続法（意見公募手続）
	12	行政手続法（理由の提示）
	13	行政手続法（行政指導）
	14	行政不服審査法（執行停止）
	15	行政不服審査法（再調査の請求）
	16	行政不服審査法（審査請求一般）
	17	行政事件訴訟法（総合）
	18	行政事件訴訟法（取消訴訟）
	19	行政事件訴訟法（原告適格）
	20	国家賠償法（4条）
	21	国家賠償法（1条に関する判例）
	22	地方自治法（公の施設）
23	地方自治法（条例と規則）	
24	地方自治法（長と議会）	
25	総合（通達）	
26	総合（公立学校）	
民法	27	総則（意思表示）
	28	総則（不在者の財産管理）
	29	物権（物権の請求権）
	30	物権（留置権）
	31	債権総論（履行遅滞）
	32	債権総論（債権者代位権）
	33	債権各論（売主の契約内容不適合責任）
	34	債権各論（不法行為）
	35	相続（相続一般）

商 法	36	商行為（營業的商行為）
	37	会社法（設立に係る責任等）
	38	会社法（株式の質入れ）
	39	会社法（社外取締役および社外監査役の設置）
	40	会社法（剰余金の配当）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	統治（裁判員制度の合憲性）
行政法	42	一般的な法理論（行政上の強制措置）
	43	行政手続法（不利益処分）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	行政手続法（行政指導の中止等の求め）
民 法	45	債権総論（債権譲渡）
	46	債権各論（土地工作物責任）

【一般知識（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	政治（オリンピックと政治）
	48	政治（新型コロナウイルス感染症対策と政治）
	49	政治（公的役職の任命）
	50	経済（ふるさと納税）
	51	経済（国際収支）
	52	社会（エネルギー）
	53	社会（先住民族）
	54	社会（ジェンダー・セクシュアリティ）
情報通信 個人情報 保護法	55	情報通信（顔認証）
	56	情報通信（自動運転）
	57	個人情報（国の行政機関の個人情報保護制度）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（空欄補充）
	60	文章理解（脱文挿入）

令和2年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	調停と仲裁
	2	簡易裁判所
憲法	3	人権（未決勾留者の自由）
	4	人権（表現の自由の規制）
	5	統治（議院の自律権）
	6	統治（衆議院の解散）
	7	総論（第三者所有物没収事件）
行政法	8	一般的な法理論（公表）
	9	一般的な法理論（行政行為・処分）
	10	一般的な法理論（行政契約）
	11	行政手続法（用語）
	12	行政手続法（聴聞と弁明の機会の付与）
	13	行政手続法（申請の取扱い）
	14	行政不服審査法（審査請求手続）
	15	行政不服審査法（再審査請求）
	16	行政不服審査法（不作為についての審査請求）
	17	行政事件訴訟法（狭義の訴えの利益）
	18	行政事件訴訟法（出訴期間）
	19	行政事件訴訟法（義務付け訴訟）
	20	国家賠償法（1条に関する判例）
	21	国家賠償法（1条に関する判例）
	22	地方自治法（住民）
	23	地方自治法（自治事務と法定受託事務）
24	地方自治法（住民訴訟）	
25	総合（情報公開）	
26	総合（自動車の運転免許）	
民法	27	総則（制限行為能力者）
	28	物権（占有改定等）
	29	物権（根抵当権）
	30	債権総論（選択債権）
	31	債権総論（債務引受）
	32	債権各論（同時履行の抗弁権）
	33	債権各論（賃貸借契約）
	34	債権各論（医療契約に基づく医師の患者に対する義務）
	35	親族（特別養子制度）

商 法	36	商行為（運送営業）
	37	会社法（設立等）
	38	会社法（自己株式）
	39	会社法（株式総会）
	40	会社法（公開大会社）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（労働組合員の立候補の自由）
行政法	42	行政手続法・行政事件訴訟法（行政指導）
	43	国家賠償法（議会の議員に対する懲罰）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟）
民 法	45	総則（意思表示）
	46	物権（背信的悪意者）

【一般知識（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 経 社 治 済 会	47	政治（普通選挙）
	48	政治（フランス人権宣言）
	49	経済（日本のバブル経済とその崩壊）
	50	経済（日本の国債制度）
	51	社会（子ども・子育て政策）
	52	社会（新しい消費の形態）
	53	社会（日本における地域再生、地域活性化）
	54	社会（日本の人口の動態）
情報通信 個人情報 保護法	55	情報通信（インターネット通信で用いられる略称）
	56	個人情報保護法（開示請求）
	57	個人情報保護法（個人情報保護委員会）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（並べ替え）
	60	文章理解（空欄補充）

令和元年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	法律思想史
	2	裁判の審級制度等
憲法	3	統治（議員の地位）
	4	人権（家族・婚姻に関する判例）
	5	人権（選挙権・選挙制度）
	6	人権（教科書検定制度の合憲性）
	7	統治（裁判官の懲戒手続）
行政法	8	一般的法理論（行政上の義務履行確保手段）
	9	一般的法理論（内閣法・国家行政組織法）
	10	一般的法理論（公有水面埋立てに関する判例）
	11	行政手続法（行政指導）
	12	行政手続法（聴聞）
	13	行政手続法（行政手続法一般）
	14	行政不服審査法（裁決および決定）
	15	行政不服審査法（審査請求の手続等）
	16	行政不服審査法（地方公共団体に絡む行政不服審査法）
	17	行政事件訴訟法（執行停止）
	18	行政事件訴訟法（行政庁の訴訟法上の地位）
	19	行政事件訴訟法（抗告訴訟）
	20	損失補償
	21	国家賠償法（2条1項の責任の成否に関する判例）
	22	地方自治法（普通地方公共団体の議会）
	23	地方自治法（公の施設）
24	地方自治法（監査委員）	
25	行政法総合（上水道に関する判例）	
26	行政法総合（国公立学校をめぐる行政法上の問題）	
民法	27	総則（時効の援用）
	28	総則（代理）
	29	物権（動産物権変動）
	30	物権（地役権・地上権等）
	31	物権（質権）
	32	債権（転貸借）
	33	債権（委任・事務管理）
	34	債権（不法行為）
	35	親族（氏）

商 法	36	商行為（商行為の代理）
	37	会社法（株式会社の設立における出資の履行等）
	38	会社法（株主の権利）
	39	会社法（取締役会）
	40	会社法（非公開会社かつ取締役会非設置会社）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－NHK受信料の判例）
行政法	42	行政法総合（不利益処分と裁量権）
	43	行政事件訴訟法（行政事件訴訟の類型）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	行政手続法（処分等の求め）
民 法	45	物権（共有物に関する行為の要件）
	46	債権（第三者のためにする契約）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	政治（日中関係）
	48	政治（女性の政治参加）
	49	政治（国の行政改革）
	50	社会（日本の雇用・労働）
	51	経済（経済用語）
	52	社会（元号の制定）
	53	社会（日本の廃棄物処理）
情報通信 個人情報 保護	54	情報通信（情報通信用語）
	55	情報通信（通信の秘密）
	56	情報通信（アナログ方式）
	57	個人情報保護（個人情報保護委員会）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（空欄補充）
	60	文章理解（空欄補充）

平成30年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	法制史
	2	「法」に関する用語
憲法	3	総論（私人間適用－百里基地訴訟）
	4	人権（学問の自由）
	5	人権（生存権）
	6	統治（選挙制度）
	7	統治（天皇の国事行為）
行政法	8	一般的な法理論（行政代執行法）
	9	一般的な法理論（私法法規の適用）
	10	一般的な法理論（無効と取消し）
	11	行政手続法（申請に対する処分と不利益処分の比較）
	12	行政手続法（行政指導）
	13	行政手続法（意見公募手続）
	14	行政不服審査法（不作為についての審査請求）
	15	行政不服審査法（審査請求一般）
	16	行政不服審査法（行政不服審査法の条文）
	17	行政事件訴訟法（取消判決の効力）
	18	行政事件訴訟法（民衆訴訟・機関訴訟）
	19	行政事件訴訟法（差止め訴訟）
	20	国家賠償法（1条）
	21	損失補償（道路用地の取用にかかる損失補償）
22	地方自治法（特別区）	
23	地方自治法（条例と規則）	
24	地方自治法（都道府県の事務）	
25	一般的な法理論（道路等についての判決）	
26	行政事件訴訟法・地方自治法（条例廃止阻止の方法）	
民法	27	総則（公序良俗および強行法規等）
	28	総則（条件・期限）
	29	物権（物権的請求権）
	30	物権（抵当権の効力）
	31	債権（弁済）
	32	債権（使用貸借・賃貸借の比較）
	33	債権（不法行為）
	34	親族（離婚）
	35	親族（後見制度）

商 法	36	商法総則・商行為（商人および商行為）
	37	会社法（設立－発起人の責任等）
	38	会社法（譲渡制限株式会社）
	39	会社法（社外取締役）
	40	会社法（剰余金の配当）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－堀越事件）
行政法	42	行政事件訴訟法（原処分主義）
	43	一般的な法理論・地方自治法（行政計画－施策の変更）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	行政事件訴訟法（訴訟の選択）
民 法	45	総則（成年被後見人の相手方の催告権）
	46	債権（贈与契約の解除）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	社会（外国人技能実習制度）
	48	政治（専門資格に関する事務をつかさどる省庁）
	49	経済（消費生活協同組合）
	50	経済（日本の貿易および対外直接投資）
	51	社会（墓地および死体の取扱い等）
	52	社会（地方自治体の住民等）
	53	社会（風適法による許可または届出の対象）
情報通信 個人情報 保護	54	個人情報保護（防犯カメラ）
	55	個人情報保護（欧州データ保護規制）
	56	個人情報保護（個人情報保護法一般）
	57	個人情報保護（個人情報保護法－個人識別符号）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（並べ替え）
	60	文章理解（空欄補充）

平成29年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	犯罪論序説
	2	法思想等
憲法	3	人権（人権の享有主体性）
	4	人権（財産権）
	5	統治（内閣）
	6	統治（予算の法的性質）
	7	総論（憲法の内容）
行政法	8	一般的な法理論（行政行為の取消しと撤回）
	9	一般的な法理論（行政行為の効力）
	10	一般的な法理論（執行罰）
	11	行政手続法（目的）
	12	行政手続法（処分理由の提示）
	13	行政手続法（聴聞）
	14	行政不服審査法（審査請求の対象）
	15	行政不服審査法（審査請求人）
	16	行政不服審査法（執行停止）
	17	行政事件訴訟法（申請拒否処分の取消訴訟）
	18	行政事件訴訟法（裁決の取消しの訴え）
	19	行政事件訴訟法（仮の差止め）
	20	国家賠償法（1条）
	21	国家賠償法（4条）
民法	22	地方自治法（公の施設）
	23	地方自治法（議会）
	24	地方自治法（住民監査請求と住民訴訟）
	25	一般的な法理論（行政裁量）
	26	行政不服審査法・行政事件訴訟法（教示）
	27	総則・債権（自然人と団体）
	28	総則（錯誤等）
	29	物権（物権の成立）
	30	総則・物権（不動産の時効取得）
	31	物権（物権的請求権等）
	32	債権（連帯債務）
33	物権・債権（賃貸借に関する法律関係）	
34	債権（不法行為）	
35	相続（遺言）	

商 法	36	商法総則・商行為（商人および商行為）
	37	会社法（会社の設立）
	38	会社法（発行済株式の総数の増減）
	39	会社法（取締役の報酬等）
	40	会社法（総合）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－北方ジャーナル事件・補足意見）
行政法	42	一般的な法理論（行政立法）
	43	一般的な法理論（行政行為の効力）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	一般的な法理論（行政上の強制執行）
民 法	45	債権（債権譲渡と第三者）
	46	債権（不法行為による損害賠償請求権）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	政治（各国の政治指導者）
	48	政治（日本の公的年金制度）
	49	経済（最近の日本の農業政策）
	50	経済（ビットコイン）
	51	社会（度量衡）
	52	社会（消費者問題・消費者保護）
	53	社会（山崎豊子の著作）
情報通信 個人情報 保護	54	情報通信（クラウド）
	55	情報通信（著作権）
	56	情報通信（情報技術）
	57	個人情報保護（情報公開法制と個人情報保護法制）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（空欄補充）
	60	文章理解（並べ替え）

試験結果の推移

直近10年間の行政書士試験の申込者数・受験者数・合格者数・合格率の推移を掲載します。

平均的には10%前後ですが、低い年度もありますので、しっかりと学習しなければいけない難易度（合格率）といえます。

年度	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
平成24年度	75,817	59,948	5,508	9.19%
平成25年度	70,896	55,436	5,597	10.10%
平成26年度	62,172	48,869	4,043	8.27%
平成27年度	56,965	44,366	5,820	13.12%
平成28年度	53,456	41,053	4,084	9.95%
平成29年度	52,214	40,449	6,360	15.7%
平成30年度	50,926	39,105	4,968	12.7%
令和元年度	52,386	39,821	4,571	11.5%
令和2年度	54,847	41,681	4,470	10.7%
令和3年度	61,869	47,870	5,353	11.18%

※

※平成26年度は、法令科目の合格基準点を下げるとの補正的措置がとられました。

CONTENTS

はじめに／iii 本書の特長と使い方／iv
セパレートBOOK形式／vi シリーズ紹介と活用法／viii
行政書士試験の概要／x 出題テーマ一覧／xii
試験結果の推移／xxii

令和3年度

問題	問題編	1
解答解説	解答解説編	341

令和2年度

問題	問題編	71
解答解説	解答解説編	407

令和元年度

問題	問題編	141
解答解説	解答解説編	475

平成30年度

問題	問題編	209
解答解説	解答解説編	543

平成29年度

問題	問題編	275
解答解説	解答解説編	613

令和 3 年度

問題

令和3年度の問題1（3ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

問題2 法令の効力に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 法律の内容を一般国民に広く知らせるには、法律の公布から施行まで一定の期間を置くことが必要であるため、公布日から直ちに法律を施行することはできない。
- 2 法律の効力発生日を明確にする必要があるため、公布日とは別に、必ず施行期日を定めなければならない。
- 3 日本国の法令は、その領域内でのみ効力を有し、外国の領域内や公海上においては、日本国の船舶および航空機内であっても、その効力を有しない。
- 4 一般法に優先する特別法が制定され、その後に一般法が改正されて当該特別法が適用される範囲について一般法の規定が改められた場合には、当該改正部分については、後法である一般法が優先して適用され、当該特別法は効力を失う。
- 5 法律の有効期間を当該法律の中で明確に定めている場合には、原則としてその時期の到来により当該法律の効力は失われる。

憲法

問題3 インフルエンザウイルス感染症まん延防止のため、政府の行政指導により集団的な予防接種が実施されたところ、それに伴う重篤な副反応により死亡したXの遺族が、国を相手取り損害賠償もしくは損失補償を請求する訴訟を提起した(予防接種と副反応の因果関係は確認済み)場合に、これまで裁判例や学説において主張された憲法解釈論の例として、妥当でないものはどれか。

- 1 予防接種に伴う特別な犠牲については、財産権の特別な犠牲に比べて不利に扱う理由はなく、後者の法理を類推適用すべきである。
- 2 予防接種自体は、結果として違法だったとしても無過失である場合には、いわゆる谷間の問題であり、立法による解決が必要である。
- 3 予防接種に伴い、公共の利益のために、生命・身体に対する特別な犠牲を被った者は、人格的自律権の一環として、損失補償を請求できる。
- 4 予防接種による違法な結果について、過失を認定することは原理的に不可能なため、損害賠償を請求する余地はないというべきである。
- 5 財産権の侵害に対して損失補償が出され得る以上、予防接種が引き起こした生命・身体への侵害についても同様に扱うのは当然である。

問題 4 捜査とプライバシーに関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはいずれか。

- 1 個人の容ぼうや姿勢は公道上などで誰もが容易に確認できるものであるから、個人の私生活上の自由の一つとして、警察官によって本人の承諾なしにみだりにその容ぼう・姿勢を撮影されない自由を認めることはできない。
- 2 憲法は、住居、書類および所持品について侵入、搜索および押収を受けることのない権利を定めるが、その保障対象には、住居、書類および所持品に限らずこれらに準ずる私的領域に侵入されることのない権利が含まれる。
- 3 電話傍受は、通信の秘密や個人のプライバシーを侵害するが、必要性や緊急性が認められれば、電話傍受以外の方法によって当該犯罪に関する重要かつ必要な証拠を得ることが可能な場合であっても、これを行うことが憲法上広く許容される。
- 4 速度違反車両の自動撮影を行う装置により運転者本人の容ぼうを写真撮影することは憲法上許容されるが、運転者の近くにいるため除外できないことを理由としてであっても、同乗者の容ぼうまで撮影することは許されない。
- 5 GPS端末を秘かに車両に装着する捜査手法は、車両使用者の行動を継続的・網羅的に把握するものであるが、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりする手法と本質的に異ならず、憲法が保障する私的領域を侵害するものではない。

問題5 地方公共団体がその土地を神社の敷地として無償で提供することの合憲性に関連して、最高裁判所判決で考慮要素とされたものの例として、妥当でないものはどれか。

- 1 国または地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地として提供する行為は、一般に、当該宗教的施設を設置する宗教団体等に対する便宜の供与として、憲法89条*との抵触が問題となる行為であるといわなければならない。
- 2 一般的には宗教的施設としての性格を有する施設であっても、同時に歴史的、文化財的な保護の対象となったり、観光資源、国際親善、地域の親睦の場としての意義を有するなど、文化的・社会的な価値に着目して国公有地に設置されている場合もあり得る。
- 3 日本では、多くの国民に宗教意識の雑居性が認められ、国民の宗教的関心が必ずしも高いとはいえない一方、神社神道には、祭祀儀礼に専念し、他の宗教にみられる積極的な布教・伝道などの対外活動をほとんど行わないという特色がみられる。
- 4 明治初期以来、一定の社寺領を国等に上知(土地)させ、官有地に編入し、または寄附により受け入れるなどの施策が広く採られたこともあって、国公有地が無償で社寺等の敷地として供される事例が多数生じており、これが解消されないまま残存している例もある。
- 5 当該神社を管理する氏子集団が、宗教的行事等を行うことを主たる目的とする宗教団体であり、寄附等を集めて当該神社の祭事を行っている場合、憲法89条*の「宗教上の組織若しくは団体」に該当するものと解される。

(注) * 憲法89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

問題 6 次の文章の空欄「ア」・「イ」に当てはまる語句の組合せとして、
妥当なものはどれか。

憲法で、国会が国の「唯一の」立法機関であるとされるのは、憲法
自身が定める例外を除き、「ア」、かつ、「イ」を意味すると解され
ている。

- | ア | イ |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 1 内閣の法案提出権を否定し
（国会中心立法の原則） | 議員立法の活性化を求めること
（国会単独立法の原則） |
| 2 国権の最高機関は国会であり
（国会中心立法の原則） | 内閣の独立命令は禁止されること
（国会単独立法の原則） |
| 3 法律は国会の議決のみで成立し
（国会単独立法の原則） | 天皇による公布を要しないこと
（国会中心立法の原則） |
| 4 国会が立法権を独占し
（国会中心立法の原則） | 法律は国会の議決のみで成立すること
（国会単独立法の原則） |
| 5 国権の最高機関は国会であり
（国会中心立法の原則） | 立法権の委任は禁止されること
（国会単独立法の原則） |

令和3年度の問題7（9ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和3年度の問題58～問題60（66ページ～70ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和2年度の問題1（72ページ～73ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和2年度の問題5（77ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和2年度の問題58～問題60（134ページ～139ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和元年度の問題1（142ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和元年度の問題58～問題60（204ページ～208ページ）は、

著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成30年度の問題1（210ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成30年度の問題7（216ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成30年度の問題58～問題60（270ページ～274ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成29年度の問題6（280ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成29年度の問題58～問題60（332ページ～337ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2022年度版 みんなが欲しかった！行政書士の5年過去問題集

発行日 2022年2月25日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2022

管理コード 09765P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。